平成３０年（フ）第１５２号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目５番46号
債務者　佐々木真弓
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１０号
千葉県松戸市高塚新田136番地の１　リエス松戸高塚303号
債務者　小川　美代
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２２０号
千葉県松戸市北松戸２丁目18番地の１　北松戸田村ビル301号
債務者　酒井ちひろ（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２３９号
千葉県野田市木間ケ瀬3863番地３
債務者　安藤かんな
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２６９号
千葉県野田市吉春1093番地　メゾンエスポワール102号室
債務者　韮塚由紀江
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２９１号
千葉県柏市篠籠田1392番地45　サンヒルズＳ－306号
債務者　伊藤　昇辰
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第９１号
神奈川県横須賀市三春町２丁目22番地　グリーンメゾン１－307
債務者　内田　　茂
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１１５号
沖縄県豊見城市字豊見城199番地　マンションスマイルぎぼＡ－５
債務者　當銘　大祐
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１２２号
沖縄県那覇市松尾２丁目10番29号　牧志マート２－Ｃ
債務者　上地由香里（旧姓知念）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５１１号
名古屋市瑞穂区浮島町12番1415号（瑞穂センチュリーマンション）
債務者　添盛　長仁
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９１号
北海道旭川市亀吉３条２丁目１番２－307号　フロンティア高崎
債務者　伊藤　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３７０号
大阪市東住吉区桑津２丁目13番４－302号
債務者　ユアーズこと　阿部　哲夫
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６１号
静岡県浜松市浜北区東美薗1285番地の１　コーポユーカリ　１－Ｂ
債務者　小野　順子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１８３号
静岡県磐田市岩井2351番地５　マンションダイアナ402、前住所石川県金沢市中屋南32番地（レオパレスエクセルⅡ・107号）
債務者　秋山　雄紀
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時55分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６号
島根県益田市高津六丁目13番21号（101）、前住所島根県益田市高津六丁目６番29号（202）
債務者　納賀　良宏
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午前11時45分
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第３１７６号
東京都葛飾区鎌倉３丁目46－２－202
債務者　齊藤　一郎
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部